

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	ひとり親家庭医療費の助成に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大洲市は、ひとり親家庭医療費助成関係事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

システムの稼働維持について、委託契約により業者の運用支援を受けているが、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認すると併に、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

愛媛県大洲市長

公表日

令和7年8月20日

[令和7年5月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	ひとり親家庭医療費の助成に関する事務
②事務の概要	<p>ひとり親家庭医療費の助成に関する事務は、大洲市ひとり親家庭医療費助成条例(平成17年大洲市条例第144号。以下「助成条例」という。)及び大洲市ひとり親家庭医療費助成条例施行規則(平成17年大洲市規則第77号。以下「助成条例規則」という。)に基づき、受給資格者に対して、医療費の一部助成を行ふものである。</p> <p>特定個人情報ファイルは、次の事務で取扱う。</p> <p>(1)助成条例第3条の受給資格者からの受給資格の登録申請の受理及びその申請に係る事実についての審査に関する事務</p> <p>(2)助成条例第4条の医療費助成金の支給に係る事実についての審査に関する事務</p> <p>(3)助成条例第9条の助成金の返還に関する事務</p> <p>(4)助成条例規則第9条第1項の受給者証の交付申請の変更届の受理及びその届出に係る事実についての審査に関する事務</p> <p>(5)助成条例規則第9条第2項の疾病又は負傷が第三者の行為によって生じたものの届出の受理及びその届出に係る事実についての審査に関する事務</p> <p>(6)助成条例規則第10条の資格喪失届の受理及びその届出に係る事実についての審査に関する事務</p> <p>(7)助成条例規則第12条の受給者証の更新の申請の受理及びその申請に係る事実についての審査及びその申請に対する応答に関する事務</p> <p>(8)助成条例規則第13条の給付に係る関係簿冊に登録調製することに関する事務</p>
③システムの名称	1. 三公費システム 2. ID連携サーバー(団体内統合利用番号連携サーバー) 3. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
ひとり親家庭医療費受給資格ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第2項に基づく大洲市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年大洲市条例第33号。以下「利活用条例」という。)第4条第1項 別表第1の3の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・利活用条例第4条別表第2の13の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民福祉部 市民課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	大洲市役所 総合政策部 企画情報課 郵便番号: 795-8601 住所: 愛媛県大洲市大洲690番地の1 電話番号: 0893-24-2111
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	大洲市役所 市民福祉部 市民課 郵便番号: 795-8601 住所: 愛媛県大洲市大洲690番地の1 電話番号: 0893-24-2111
-----	--

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	<p>＜選択肢＞</p> <p>[1,000人未満(任意実施)] 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>
いつ時点の計数か	令和7年6月1日 時点

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<p>〔 500人未満 〕 ＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満</p>
いつ時点の計数か	令和7年6月1日 時点

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>〔 発生なし 〕 ＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし</p>
--	--

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[基礎項目評価書]	<選択肢>	1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。			
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない	
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	------------------------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。その上で、事務に必要な情報入手することができないよう、申請書様式は手続に必要な項目のみ記入するようになっている。また、三公費システムへの入力に当たっては、必要な項目のみ入力できる仕様となっている。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査

[] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	---------------------------------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[9) 従業者に対する教育・啓発]</p> <p><選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 目的外の入手が行われるリスクへの対策 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 従業者に対する教育・啓発 	
当該対策は十分か【再掲】	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	毎年度、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度職員を含む。)等に対し、教育研修を実施している。各研修においては受講確認を行い、未受講者に対しては再受講の機会を付与し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。また、府内で漏えい等のヒヤリハット事案が発生した際等には、再発防止策等の周知を実施している。これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月28日	I-1 ②事務の概要	<p>※「特定個人情報ファイルは、次の事務で取扱う。」以降を修正。</p> <ul style="list-style-type: none"> 助成条例第3条の受給資格者からの受給資格の登録申請の受理及びその申請に係る事実についての審査に関する事務 助成条例第6条第2項の特別の理由の場合における医療費の助成の請求の受理及びその請求に係る事実についての審査並びに支払に関する事務 助成条例第7条の受給者証の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査及びその申請に対する応答に関する事務 助成条例第9条の助成金の返還に関する事務 助成条例規則第9条第1項の受給者証の交付申請の変更届の受理及びその届出に係る事実についての審査に関する事務 助成条例規則第9条第2項の疾病又は負傷が第三者の行為によって生じたものの届出の受理及びその届出に係る事実についての審査に関する事務 助成条例規則第10条の資格喪失届の受理及びその届出に係る事実についての審査に関する事務 助成条例規則第11条の受給者証の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査及びその申請に対する応答に関する事務 助成条例規則第12条の受給者証の更新の申請の受理及びその申請に係る事実についての審査及びその申請に対する応答に関する事務 助成条例規則第13条の給付に係る関係簿冊に登録調製することに関する事務 	<p>※「特定個人情報ファイルは、次の事務で取扱う。」以降を修正。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)助成条例第3条の受給資格の登録申請の受理及びその申請に係る事実についての審査に関する事務 (2)助成条例第4条の医療費助成金の支給に係る事実についての審査に関する事務 (3)助成条例第9条の助成金の返還に関する事務 (4)助成条例規則第9条第1項の受給者証の交付申請の変更届の受理及びその届出に係る事実についての審査に関する事務 (5)助成条例規則第9条第2項の疾病又は負傷が第三者の行為によって生じたものの届出の受理及びその届出に係る事実についての審査に関する事務 (6)助成条例規則第10条の資格喪失届の受理及びその届出に係る事実についての審査に関する事務 (7)助成条例規則第12条の受給者証の更新の申請の受理及びその申請に係る事実についての審査及びその申請に対する応答に関する事務 (8)助成条例規則第13条の給付に係る関係簿冊に登録調製することに関する事務 	事後	
平成30年6月28日	I-4 ②法令上の根拠	<p>番号法第19条第14号(特定個人情報の提供の制限) ※番号法第19条第14号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則(平成27年特定個人情報保護委員会規則第3号)に基づき、利活用条例第4条別表第2の13の項に掲げる特定個人情報と情報照会するための届出を行う予定である</p>	<ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号 利活用条例第4条別表第2の13の項 	事後	
平成30年6月28日	I-5 ②所属長の役職名	課長 武知 省吾	課長	事後	
平成30年6月28日	II-1及び2 いつ時点の計数か	平成28年1月27日 時点	平成30年6月1日 時点	事後	
令和1年6月12日	I-7 請求先	大洲市役所 総合政策部 情報管理課	大洲市役所 総務企画部 企画情報課	事後	
令和1年6月12日	II-1及び2 いつ時点の計数か	平成30年6月1日 時点	令和1年5月1日 時点	事後	
令和1年6月12日	IV-1~9	(記載なし)	(各項目追加)	事後	様式変更に伴い「IV リスク対策」を追加
令和3年2月22日	II-1及び2 いつ時点の計数か	令和1年5月1日 時点	令和3年2月1日 時点	事後	
令和3年9月30日	I-4 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第7号 利活用条例第4条別表第2の13の項 	<ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号 利活用条例第4条別表第2の13の項 	事後	
令和3年9月30日	I-7 請求先	大洲市役所 総務企画部 企画情報課 (略)	大洲市役所 総合政策部 企画情報課 (略)	事後	
令和3年9月30日	II-1及び2 いつ時点の計数か	令和3年2月1日 時点	令和3年9月1日 時点	事後	
令和4年12月1日	I-5 ①部署	市民福祉部 保険年金課	市民福祉部 市民課	事後	
令和4年12月1日	I-8 連絡先	大洲市役所 市民福祉部 保険年金課	大洲市役所 市民福祉部 市民課	事後	
令和4年12月1日	II-1及び2 いつ時点の計数か	令和3年9月1日 時点	令和4年10月1日 時点	事後	
令和6年1月15日	II-1評価対象の事務の対象人数は何人か	1,000人以上1万人未満	1,000人未満	事後	
令和6年1月15日	II-1及び2 いつ時点の計数か	令和4年10月1日 時点	令和5年11月1日 時点	事後	
令和6年1月15日	III しきい値判断結果	特定個人情報保護評価の実施が義務付けられる	特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない	事後	
令和7年8月20日	II-1及び2 いつ時点の計数か	令和5年11月1日 時点	令和7年6月1日 時点	事後	
令和7年8月20日	IV-1~9	(1~9項目)	(2項目追加1~11項目に変更)	事後	新様式による項目の追加